

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
まこと歯科医院	竹石 誠	水俣市昭和町 2-2-9	平成 15 年 9 月 1 日
渡辺歯科医院	渡辺 安人	菊池郡大津町大字大津 1234	平成 15 年 11 月 29 日
今村歯科医院	医療法人社団今村会	菊池郡西合志町須屋 709-4	平成 15 年 11 月 1 日
唐見歯科錦町診療所	對馬 健三	球磨郡錦町大字一武万吉原 2826-3	平成 15 年 10 月 12 日

熊本県告示第 253 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から休止の届出があった。

平成 16 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
松見医院	松見 重治	鹿本郡菊鹿町下内田 1646	平成 15 年 4 月 1 日

〔歯科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
網田駅前歯科クリニック	医療法人美澄会	宇土市下網田町字栗林下 2104-8	平成 15 年 11 月 20 日

熊本県告示第 254 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 16 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
鶴上整形外科・リウマチ科	鶴上 純一	名称		平成 15 年 10 月 1 日
		鶴上整形外科	鶴上整形外科・リウマチ科	

熊本県告示第 255 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字横手 4967 から 4973 まで、4984、4986、字上高野 5099 から 5101 まで、5101 の 2、5109 から 5114 まで、5117、5118、5121 の 1、5123、5124 の 2、5124 の 3、5125 の 1、5126 の 1、5131、5132、5134、5135 の 1、5135 の 2、5138 から 5149 まで、5150 の 1、5151 の 1、5152 から 5160 まで、5165 から 5189 まで、5190 の 1、5190 の 2、5191 から 5207 まで、5208 の 1、5208 の 2、5209 から 5222 まで、5224 から 5266 まで、5268、5269 の 1、5270 から 5289 まで、5290 の 1、5291、5293 から 5295 まで、5296 の 1、5297 から 5299 まで、5300 の 1、5301、自 5302 至 5304、5305 から 5314 まで、5316、5317、5319、5320、5322 から 5325 まで、字長者久保 5326、5327、5329、5329 の 2、5330 の 1、5330 の 2、5331 から 5336 まで、5338、5339、5345 から 5360 まで、5361 の 1、5362、5363 の 1 から 5363 の 3 まで、5364 から 5367 まで、5374 から 5381 まで、5407 から 5413 まで、5414 の 1、5415 の 1、5415 の 3、5416 から 5421 まで、5422 の 1、字尾の上 5391、5392、5395、5403、5423、5424 の 2、5427 の 2、5429、5430、5433、5439、5462、5463、5496 の 2、5498、5510、5563、5572、5573、5575 の 1 から 5575 の 16 まで、5575 の 18 から 5575 の 21 まで、5575 の 23 から 5575 の 26 まで、5575 の 30 から 5575 の 64 まで、5575 の 71、5575 の 76、5575 の 79、5575 の 80、5576、5577 の 1、5577 の 2、5578 から 5607 まで、5607 の 2、5608 から 5612 まで、5614
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 256 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県本渡市楠浦町字上小野 7143 の1、字平尾 7164 の1
2 指定の目的 水源のかん養
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 257 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡新和町小宮地字柳 5235
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳 5235（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 258 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等